

# 生徒会会則

## 第1章 名 称

第1条 この生徒会は名和中学校生徒会という。

## 第2章 目 的

第2条 この生徒会は先生の指導や助言をうけて積極的な自治活動を行い、生徒自身の生活の向上をはかり、よい校風をうちたて、民主的な立派な社会人になることを目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 この生徒会の会員は名和中学校の全生徒とする。(先生は顧問とする)

## 第4章 生徒総会

第4条 生徒総会は全会員によって構成し、この生徒会の最高決議機関である。

第5条 会員の4分の1以上の要求があるとき、及び第5章・第6条の議会が必要と認めたときは、会長は総会を開かなければならない。

## 第5章 生徒議会

第6条 生徒議会は学級から選ばれた男女学級委員・各委員会委員長と、生徒会役員で組織する。

第7条 議会は生徒会の目的を達成するために話し合い、行事の立案・計画をする。

第8条 議会の成立は議員の3分の2以上の出席を必要とする。

第9条 決議は出席議員の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第10条 議会の議長は議員の中から選出する。議長は議会運営の任にあたる。

第11条 議会は生徒会長が招集する。

第12条 議員の任期は第6章・第15条の生徒会役員の任期と同期間とする。

## 第6章 役 員

第13条 生徒会の役員は会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名とする。

第14条 役員は3月及び9月に全会員の選挙によって選出する。立候補者のない場合は議員及び役員のうちから互選により決定する。

第15条 役員の任期は半年間とし、次の2期に分ける。前期を4月より10月、後期を11月より翌年3月までとする。(名和中祭(体育祭)を境とする)

第16条 会長がその資格を失ったときは副会長が会長となる。

第17条 役員の任務は次のとおりとする。

会 長 生徒会を代表し、議会を招集し、その議事をつかさどる。

副会長 会長をたすけ、会長に事故があるときはこれにかわる。

書 記 文書や記録の事務をあつかう。

会 計 この会の経理に携わる。

## 第7章 委員会

第18条 この生徒会は、広報・図書・保健・美化・体育・緑化・給食・文化・福祉・学年運営の10委員会を組織する。

第19条 各委員会は学級から選ばれた委員によって構成される。

第20条 各委員会は年度当初に年間計画をたて、生徒総会で承認をえて活動する。

第21条 この生徒会には、必要があると認めるとき議会の決議によって特別委員会をおくことができる。

## 第8章 財政

第22条 この生徒会の経費は生徒会費による。生徒会費の額の変更は、会計と生徒会顧問が相談して決定する。

## 第9章 修正

第23条 生徒会会則の修正は、文書で役員に提出し、議員の3分の2以上の承認をえ、全会員の4分の3以上の賛成があれば成立する。

# 学級の組織

学級には次のような役員や係をおく。

### 学級役員の構成（男女各1名）と仕事

学級役員は学級委員・書記で構成され、前期・後期の初めに決定する。

学級委員は学級運営のリーダー、学級会議・学級運営委員会の議長である。

書記は背面黒板の記入、学級日誌の記録などをする。